

(別紙)

坂産商発第149号

令和8年8月7日

茨城県知事

殿

坂東市長 木村 敏文



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年7月22日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヨークタウン坂東

所在地 坂東市辺田字原新 1104-1 外

2 届出者

(1) ヨークベニマル株式会社

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町5番42号

(2) 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号

(3) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島 1293 番地



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。